鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱(平成18年鹿屋市告示第16号) の一部を次のように改正する。

第1条中「市長は」を「この要綱は」に改め、「予算の定めるところにより」を 削り、「補助金を」を「鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金(以下「補助金」 という。)を」に、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を「地域公共交通 確保維持改善事業費補助金交付要綱」に改める。

第6条第2項第1号中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

第8条中「別記第2号様式による補助金交付決定及び額の確定通知書をもって」 を「鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付決定及び交付確定通知書(別記第 2号様式)により」に改める。

第9条中「前条に規定する」を「前条の」に、「別記第3号様式による補助金交付請求書」を「鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付請求書(別記第3号様式)」に改める。

別記第1号様式中「地域間幹線系統確保維持費補助金」を「鹿屋市地域間幹線系 統確保維持費補助金」に、「関係書類を添えて、下記のとおり」を「受けたいので、 鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添 えて」に、「地域間幹線系統確保維持計画」を「認定生活交通ネットワーク計画」 に、「地域幹線系統確保維持計画」を「認定生活交通ネットワーク計画」に改める。

別記第2号様式中「 年度地域間幹線系統確保維持費補助金」を「

年度鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金」に、「額の」を「交付」に、「併せてその額を」を「交付額は交付決定額と同額に」に、「通知する」を「通知します」に、「確定額」を「交付確定額」に改める。

別記第3号様式中「 年度地域間幹線系統確保維持費補助金」を「

年度鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金」に、「交付決定及び額の確定通知書」を「鹿屋市地域間幹線系統確保維持費補助金交付決定及び交付確定通知書」に 改める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。